

高優賃の入居者負担額の適用(家賃減額)の延長について

高齢者向け優良賃貸住宅(高優賃)の家賃減額期間については、国の制度に基づき、その高優賃が供給されてから20年間と決められています。この度、20年間の家賃減額期間の終了により入居者負担額の適用(家賃減額)が終了し、お支払いいただく家賃額が上昇してしまう高齢者の方であって

20年間の家賃減額期間の終了時点でお住まいの高齢者については、退去するまでの間、家賃減額を継続できることとしました。

※ただし、家賃減額を受けるには、毎年度の入居者負担額の適用についての審査において、所定の要件を満たす必要があります。
また、名義承継等により、契約書に定める高齢者でない方が名義人となっている場合は、入居者負担額の適用(家賃減額)は継続されず、終了することとなります。

なお、20年間の家賃減額期間の終了時期が迫っている名義人の方には、順次、文書によりご案内を差し上げます(文書の発送は終了時期の概ね1年前を予定しています)。

支社 団地 種類 住戸番号

UR

都市機構高齢者向け優良賃貸住宅賃貸借契約書

賃貸住宅の表示	団地名	
	住戸番号	
	所在地	
	構造	階建て
	戸数	1戸(造作付き)
家賃	月額金	円
敷金	金	円
貸主	独立行政法人都市再生機構	
借主		
入居開始可能日	平成 年 月 日	
賃貸借契約締結日	平成 年 月 日	
入居者負担額適用対象期間	平成 年 月から平成 年 月まで	

頭書の貸主を甲とし、頭書の借主を乙として、甲乙間に次のとおり住宅の賃貸借に関する契約を締結する。



●本件に関するお問い合わせ先

首都圏地区	独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ審査事務係	03-5323-2281
中部地区(三重県含む)		052-968-3360
関西地区		06-6967-5040
九州(福岡)地区	福岡住まいセンター	092-433-8123
九州(北九州)地区(山口県含む)	北九州住まいセンター	093-383-9533

※受付時間：月～金(祝日除く)9：30～12：00、13：00～17：30

★「20年間の家賃減額期間」の終了時期については、お手元の契約書の頭書をご確認ください。
(契約書によっては、「高齢者向け優良賃貸住宅としての管理期間」と書かれています。)

エレベーターのご利用について

UR都市機構が所有する全てのエレベーターは、定期的な点検と年1回の法定点検を、エレベーター製造メーカー又はその系列保守管理会社とのフルメンテナンス契約により実施し、安心してご利用いただけるよう維持管理に努めております。

なお、エレベーターを安全にご利用いただく際の注意事項について、代表的なものを記述しておりますので、ご一読いただければ幸いです。

扉の敷居への落とし物にご注意ください

安全のため、扉が閉まらないとエレベーターは動きません。ゴミや小物などを落として敷居の溝を詰まらせないようにしてください。

長いひもにご注意ください

マフラー、なわとびなど、長いひも状のものは、注意が必要です。扉に挟まれたままエレベーターが動き出すと、思いもかけない大きな事故につながります。

エレベーター内であざれると危険です

大きな動きを検知すると安全装置が作動して非常停止する場合があります。場合によっては閉じ込められることもあります。



ボタン等はていねいに扱ってください

扉をたたくなど乱暴な操作はエレベーターの誤作動、閉じ込めや故障の原因となります。また、不必要なボタンを操作すると他の利用者への迷惑ともなります。

ドアの引き込まれにご注意ください

扉にもたれかかったり手をふれたりしていると、扉が開く時、手を引き込まれる危険があります。特にお子さまには十分ご注意ください。

かけ込みはおやめください

扉の閉じかけたエレベーターにかけ込むことは絶対におやめください。挟まれたり転倒したりしてケガを負うことがあります。また、他の方と衝突するなどして思わぬ事故となることもあります。

お子さまの1人乗りは危険です

不注意やイタズラなど、お子さまの行動が思わぬ事故や故障を引き起こすことがあります。また、停電などのアクシデントが発生した場合、お子さま1人では対応が困難になる可能性があります。必ず保護者の方が付き添ってご利用ください。

高齢者等の方がご利用できる相談窓口

【問合せ先】最寄りの住まいセンターにお問合せください。

UR都市機構では、安心して暮らしていただくために、下記窓口を設置しています。

住まいセンター等「高齢者等相談員」「生活支援アドバイザー」

住まいセンター等に「高齢者等相談員」を配置し、下記相談等を受け付ける他、一部団地では、定期的に団地を巡回し、相談等を受け付ける「高齢者等巡回相談業務」を実施しています。また、一部団地管理サービス事務所に同様の案内や相談を受け付ける「生活支援アドバイザー」を配置しています。

主な相談内容

- ・UR賃貸住宅の高齢者等世帯を支援する制度の案内・相談
- ・公営住宅窓口の案内
- ・行政の福祉窓口の案内(生活保護・生活困窮者支援相談窓口を含む)
- ・見守りサービスや生活関連情報の提供

知っていますか？見守りサービス

住宅内に設置する安否センサーから安否通報を受信したときに、お客様に電話確認し、必要に応じて緊急連絡先に電話連絡を行うサービスです。

料金 月額900円(税抜)

※初期費用・電池交換代が別途必要です。

※詳細は、最寄りの住まいセンターまでお問合せください。